

令和6年度教育に関する事務の管理及び
執行の状況の点検及び評価に関する報告書
(令和5年度実施事業対象)

令和6年11月

甲賀市教育委員会

目 次

■ はじめに	1
■ 点検・評価の流れ及び結果	
1. 点検・評価の流れ	2
2. 点検・評価の結果	2
3. 事業別検証結果	3～9
■ 甲賀市教育行政評価制度の概要	
1. 甲賀市教育行政評価委員会の構成	10
2. 甲賀市教育行政評価委員会の活動経過	10～11
3. 点検・評価の対象となる事業	11
4. 点検・評価の視点	11
5. 評価基準	12
■ おわりに	12
■ 資料	
1. 甲賀市附属機関設置条例	

■ はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）により教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することと定められています。

本報告書は、効果的な教育行政の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たすため、令和5年度に実施した事業から評価対象事業を抽出し、教育に関し学識経験を有する方々で構成する「甲賀市教育行政評価委員会」の知見を活用しながら点検及び評価を実施した結果をまとめたものです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

■ 点検・評価の流れ及び結果

1. 点検・評価の流れ

令和6年度の甲賀市教育行政評価は、事業担当課が作成する点検・評価シートによる担当者評価から始まり、教育委員会事務局次長による2次評価、引き続き甲賀市教育行政評価委員会による各事業担当課へのヒアリングの結果から合議制により最終評価が決定しました。

その結果は、「令和6年度甲賀市教育行政評価答申書」として答申されました。

これらの点検評価結果を参考に、事業の「必要性」、「有効性」及び「効率性」などの分析的評価を加えながら今後の事業の方向性を判断し、次年度以降の事業規模及び手法の改善等、教育委員会の今後の取り組み（具体的方策等）を検討し、本報告書を作成しました。

2. 点検・評価の結果

事業担当課	点検・評価事業名	担当者評価	2次評価	最終評価
学校教育課	① 子どものいじめ問題対策事業	A	B	B
	② 読み書きステップアップ事業	A	B	A
	③ 確かな学力向上事業（小・中学校）	B	B	B
社会教育スポーツ課	④ 公民館事業の推進	A	A	B
	⑤ 特色ある蔵書整備	B	B	B
歴史文化財課	⑥ 地域文化財活用事業	B	B	A

3. 事業別検証結果

次頁資料「教育委員会施策の点検・評価シート」のとおり

令和年6度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和5年度実施事業）

事業名		子どものいじめ問題対策事業				
担当課室名		学校教育課		執行方法		
総合計画	コード	名称		コード	名称	
	分野	18	学校教育・青少年	会計	01 一般会計	
	施策	1	学校教育の充実	款	10 教育費	
				項	01 教育総務費	
				目	03 教育振興費	
				大事業	02 こどもの安心・安全向上事業	
中事業				01 子どものいじめ問題対策事業		
小事業	01 子どものいじめ問題対策事業					
教育振興基本計画	コード	名称		令和 年度	予算額	決算額
教育分野	B	学校教育・青少年の健全育成		総計	796	743
教育施策の柱（大区分）	(1)	学校教育の充実		国庫支出金		
教育施策（中区分）	③	いじめ・不登校対策への取組強化		県費支出金		
				地方債		
				その他特定財源		
				一般財源	766	743
法令等根拠	甲賀市子どものいじめ防止条例、甲賀市子どものいじめ問題対策委員会規則					
個別計画等						
事業概要	甲賀市いじめの認知件数の推移および事例を周知、調査する。 子どものいじめ問題対策委員会 子どものいじめ問題対策連絡協議会 子どもとスマホの良い関係づくり事業					
事業の目的等	(1) 対象・・・誰に（何に）					
	甲賀市子どものいじめ問題対策委員会委員（医師、臨床心理士、学識経験を有する者、弁護士） 甲賀市子どものいじめ問題対策連絡協議会委員（臨床心理士、主任児童委員代表、警察署、県子ども家庭児童センター、法務局、少年センター、小中学校長会代表、健康福祉部、市民環境部） 小中学生、保護者、教職員					
	(2) 活動内容・・・どのようなことを行うのか					
	行動計画	実績				
	甲賀市子どもいじめ防止条例に基づき、対策委員会及び連絡協議会を開催し、関係機関と連携し、いじめ防止に取り組む。また、家庭でのスマートフォン利用について、最低限のルールを盛り込んだリーフレット（2019年策定）を活用し、保護者が子どもとスマホのつきあい方について考える情報を提供する。	対策委員会7回及び連絡協議会1回を開催し、諸課題調査の結果を情報共有したり、いじめ重大事態や施策の状況、成果と課題を報告し、改善に向けての意見をいただいたりした。また、スマホ等啓発資料（「スマホ等使用の心得」）を4～5月の家庭訪問時に配布し、各家庭でのルール作りを呼びかけるとともに、12月に各家庭での資料の活用状況についてアンケートを実施して、経年変化を調べた。				
	(3) 期待できる効果・成果・・・成果目標・期待する成果					
目標値	実績値					
「いじめの解消件数」ならびに「いじめ解消率」の増加を目標とする。いじめの防止のための施策を推進することで、いじめを許さない文化と風土を社会全体でつくりあげることができる。また、子どもをスマートフォン等の所持によるSNSトラブルや被害から守るために、家庭でのルール作りやルール遵守に向けて取り組む。	「いじめ解消件数」は小学校（R4年度89件→R5年度61件）、中学校（R4年度42件→R5年度31件）、「いじめ解消率」は小学校（R4年度71.8%→R5年度57%）、中学校（R4年度58.3%→R5年度50.0%）と減少したが今後も解消に向けて取り組んでいく。スマホについては、市の啓発資料を使ってルールを作り、それを守れていると回答した家庭が過半数を占めた。					
担当課評価	評価欄	評価の理由				
	A	いじめ重大事態について調査を行い、対応策について協議検討を行った。結果、いじめ問題について未然に防止したり、初期段階での組織による対応をしたり、保護者への説明等の適切な対応が必要であることが改めて認識できた。以上のことを受けて、いじめ案件の解消件数を増やせるよう学校の対応にも改善を図り、現在の継続した取り組みにつながっているためA評価とした。また、スマホに関する各家庭への啓発資料活用状況について、アンケート結果を分析したところ、スマートフォンの所持率の増加にともない、SNSによるトラブルやいじめが年々顕著になっていることから、より啓発やルール作りを強化する必要がある。				
事業の評価	教育委員会点検・評価（1次評価）			項目	判断	評価理由
	必要性	適切	事業の方向性	事業規模	維持	いじめの解消ができていない事案もある現状を鑑みて、これまでと同様に、引き続き関係機関と連携し、いじめ防止に取り組んでいく必要があるため。スマホのルール作りについての啓発についても引き続き行い、保護者へのアンケートを工夫して取り組む必要があると考える。
	有効性	適切		手法改善	軽微な改善	学びの多様化推進室を立ち上げることで、ネットワークを軽くして各学校へ訪問し、学校現場にとっても、より専門的な意見が身近に聞けるように改善していきたい。また、アンケート項目の見直しや、アンケート調査の取り方についても検討する。
	効率性	適切		市内のいじめ事案を的確に把握し、委員会において対応策について協議検討を丁寧に行うことで、他の事例にも応用できたため。またスマホのアンケートについて経年変化を見ることで、効果的に対応策を講じることができると言えるため。		
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切				●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休止		

教育委員会点検・評価（2次評価）	
評価	評価理由
B	いじめ重大事態についての丁寧な調査を行い、対応策の協議検討を通して対策委員会から提出された答申書の提言に基づいて対応しており評価できる。いじめ問題は、いじめ未然防止のアンケート調査や初期段階での組織的な対応、保護者への丁寧な説明等、適切な対応の重要性が必要であることから、引き続き各学校に周知徹底をお願いしたい。また、対策委員会や協議会で出された事例の共有や各学校でケーススタディを数多く取り入れた研修を行い、いじめの発生数減、いじめ認知件数増、いじめ解消件数増に向けて取り組んでいただきたい。 スマホに関するルール作りについて、保護者と児童生徒がともに考え取り組んでいることは評価できる。ただ、SNSによるトラブルからいじめ問題に発展する件数も増えてきていることから、各学校での保護者や児童生徒に対する啓発活動を強化していただきたい。

教育行政評価委員会点検・評価（最終評価）	
評価	評価理由
B	子どものいじめ問題対策委員会からの提言に基づき、実際に発生した重大事態に対応できた点や、いじめに対する解決・改善に向けて取り組みを進めた点、また、児童生徒の気持ちを大切にしたいきめ細やかな対応に努め、それぞれのいじめ事案が解消されたかどうかを市教委が確認し、いじめ解消率を高めることを重点として取り組みを進めている点が評価できる。 一方で近年、いじめの発生に大きく影響していると思われる子どもたちのスマートフォン利用方法について、ルール作りやルールの見直し、人権教育の視点を大事にした指導等の取り組みが必要であると考えられる。 また、重大事態が発生したのであれば、子どものいじめ問題対策連絡協議会の開催回数を増やし、関係者間で情報共有や対策について議論を行うべきであったのではないかと感じる。 いじめ問題は、日々子どもたちと教職員との「顔の見える」関係性や話しやすい環境があるかが早期発見や早期解決につながると考えられるため、関係性の構築状況について、状況把握をされたい。

教育行政評価委員会点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について	
<p>今後も、各校の「いじめ防止基本方針」に基づいた取組状況の把握と検証を行うとともに、いじめの発生件数減、いじめの解消率増を重点として取り組みを進めていく。いじめの重大事態が発生した際には、いじめ問題対策委員会・いじめ問題対策連絡協議会の開催回数を増やし、関係機関の連携強化を図るとともに、より実効的な対策を講じる。特に調査組織の目的や位置付け、調査結果の内容（報告事項）等について改善を図り、学校現場における重大事態対応に係る困り感の解消を目指す。</p> <p>また、児童生徒と教職員の「顔の見える」関係や話をしやすい環境づくりに努め、いじめ問題の早期発見、早期解決につながるように、教職員向けの研修の強化および初期の適切な組織対応や保護者への丁寧な説明等についても周知徹底を図る。</p> <p>そして、SNSやネットによるいじめ防止を目的としたアンケート調査および結果の分析による啓発資料やマニュアルを作成し、さらなる注意喚起に努める。</p>	

令和6年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和5年度実施事業）

事業名		読み書きステップアップ事業						
担当課室名		教育委員会事務局 学校教育課		執行方法				
総合計画	コード	名称		予算科目	コード	名称		
	分野	18	学校教育・青少年		会計	1	一般会計	
	施策	1	学校教育の充実		款	10	教育費	
					項	1	教育総務費	
					目	3	教育振興費	
大事業				3	教育支援事業			
中事業	2	読み書き支援事業						
小事業	1	読み書きステップアップ事業						
教育振興基本計画	コード	名称		令和5年度	予算額	決算額		
	教育分野	B	学校教育・青少年の健全育成	総計	4,251	3,138		
	教育施策の柱（大区分）	(1)	学校教育の充実	国庫支出金				
	教育施策（中区分）	④	特別支援教育の推進	県費支出金				
				地方債				
				その他特定財源				
				一般財源	4,251	3,138		
法令等根拠								
個別計画等								
事業概要 各小学校を対象に、読み書きの困難さや、学習の著しい遅れ等を有する児童に対し、個別指導を行うための巡回指導員を配置する。3名の指導員が小学校を巡回する。								
事業の目的等								
(1) 対象・・・・・・誰に（何に） 各小学校（希望制。小規模校は除く。）								
(2) 活動内容・・・・・・どのようなことを行うのか								
行動計画				実績				
巡回指導員の派遣を実施する。巡回校や指導員と連携して、定期的に報告を受け、状況を確認する。				月毎に巡回指導員から報告を受け指導の状況を確認した。年間2回（4月、2月）、指導員と事務局で連絡会を行い、成果や課題を出し合った。				
(3) 期待できる効果・成果・・・・・・成果目標・期待する成果								
目標値				実績値				
個別または少人数の学びの場を設定し、個別指導を実施することで、在籍学級での学習に意欲的に参加できたり、自信を持って学習に取り組めたりすること等の効果が期待できる。				市内小学校16校に巡回指導員を巡回配置した。（指導員3人×（16時間/週）×35週） 個別指導を受けることにより、学習に意欲的に取り組むようになるなど、児童の変容がみられる事例が多かった。				
担当課評価		評価欄	評価の理由					
		A	個別指導を受けて、学習に意欲的に取り組むようになった児童の報告を、指導員や学校から多く受けている。事業の成果は明らかであり、各学校からのニーズが高まっている。					
事業の評価	教育委員会点検・評価（1次評価）			項目	判断	評価理由		
	必要性	適切	評価理由	事業規模	維持	現状を維持しながら、必要な児童への支援体制を継続していきたい。		
	有効性	適切	読み書きの困難さや、学習の著しい遅れ等を有する児童が、学習に意欲的に参加できたり、自信を持って学習に取り組めたりしている報告を受けており、目的を達成していると評価できる。	手法改善	軽微な改善	通級指導教室の利用状況や各学校のニーズなどを総合的に考え、巡回校や巡回時数については毎年検討して決定することが必要である。		
	効率性	適切	通級指導教室の利用状況や各学校のニーズなどを総合的に考え、巡回校や巡回時数を決定して、配置を決定している。					
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切 ●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休止								

教育委員会点検・評価（2次評価）	
評価	評価理由
B	読み書きの困難さや学習の著しい遅れ等を有する児童に対し、個別または少人数の学びの場を設定して個別指導を実施することは、在籍学級での学習に対する意欲や自信につながり効果が期待できる事業である。授業者の授業記録や保護者からのコメント、指導員と事務局との連絡会の報告から児童が以前より学習に意欲的に取り組む姿が報告を受けたことから評価できる。ただ、本事業を必要とする児童の数は多く、学校からのニーズが高いとの報告を受けている。 このことから学習に対する意欲や自信をもって学習に取り組むことができる児童を増やすためにも、通級指導教室の利用と併せて個別指導の人数や学習内容などの運用の仕方、巡回校や巡回時数などの拡充を検討されたい。 また、本事業の必要性・有効性をさらに検証するためにも、児童からの学習の振り返りを今後の取り組みに生かせるようにしていただきたい。

教育行政評価委員会点検・評価（最終評価）	
評価	評価理由
A	年間を通じて、市内16小学校の読み書きに不安を感じている児童に対し、計画的に巡回指導員が個別指導を行うことで、学習意欲が向上し、自発的に課題に取り組むなどの変容が見られたこと、また、学校現場、児童や保護者からも高いニーズと評価を得ている点、さらに、学習のつまずきから学校生活に困難さを抱える児童がいることを考えると、本事業が不登校や行き渋りに対する予防効果が期待でき、不安を抱える児童の居場所につながっているとも考えられる点など、この事業に対して高く評価したい。 今後も、年々支援が必要な児童が増加することが考えられ、ニーズの高まりが予想されることから、人員及び予算措置ともに充実されたい。また、現状、本事業は特別支援教育の一環として位置づけられているが、子どもたちの基礎学力の向上という観点での事業として予算化されることも考えられたい。

教育行政評価委員会点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について	
個別指導を受けて、読み書きの困難さや、学習の著しい遅れ等を有する児童が、学習に意欲的に参加できたり、自信を持って学習に取り組めたりしている報告を巡回配置している各小学校から受けていることに、事業の必要性や有効性が年々高まっていることを実感している。 今後は、巡回指導員の雇用形態や巡回体制を工夫しながら、支援を受けることのできる児童数の拡大を検討し、必要な児童に対する支援体制をさらに充実していく。また、通級指導教室の利用状況や各小学校のニーズなどを総合的に考え、毎年見直しを行いながら、より効果的な運用について検討していく。 提言いただいた「子どもたちの基礎学力の向上という観点での事業として予算化」については、次年度以降、どのような観点で実施するべき事業であるかを考察していきたい。	

令和6年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和5年度実施事業）

事業名		「確かな学力向上事業（小学校）」						
担当課室名		教育委員会事務局 学校教育課			執行方法			
総合計画	コード	名称			コード	名称		
	分野	18	学校教育・青少年			会計	01 一般会計	
	施策	1	学校教育の充実	予算科目	款	10 教育費		
					項	02 小学校費		
					目	03 教育振興費		
大・中・小事業					01 小学校教育振興費			
中事業	04 確かな学力向上事業							
小事業	01 確かな学力向上事業（小学校）							
教育振興基本計画	コード	名称			令和 年度	予算額	決算額	
	教育分野	B	学校教育・青少年の健全育成			総計	104,605	99,565
	教育施策の柱（大区分）	(1)	(1)学校教育の充実			国庫支出金		
	教育施策（中区分）	①	学ぶ力を高め、確かな学力の育成			県費支出金	4,476	3,988
				地方債				
				その他特定財源	8,935	7,600		
				一般財源	91,194	87,977		
法令等根拠								
個別計画等		国プロ⇒重点（地方再生）確かな学力の向上事業 「こうか授業術5箇条」						
事業概要		<p>○主体的・協働的に学ぶ学習形態を取り入れた授業改善や家庭学習</p> <p>○自主学習等を通して、生徒の学びの意欲、やる気の高揚と基礎基本の定着、言語活動の充実による思考力、判断力、表現力の育成など、確かな学力の向上を図る。</p> <p>・授業改善こうか授業術「5箇条」の更なる推進のための研修の実施 ・各種支援員等配置 ・家庭学習活動の強化</p> <p>・学力向上に係る小学校教諭及び教科指導講師等の配置 ・甲賀市版学力調査の実施、A1ドリルの活用 など</p>						
事業の目的等	(1) 対象・・・誰に（何に）							
	小学生 小学校教職員							
	(2) 活動内容・・・どのようなことを行うのか							
	行動計画		実績					
	授業改善… こうか授業術活用、学力向上推進委員会の開催など 教職員の資質向上…先進地研修の実施など 学習課題をもつ児童への支援…目的に応じた支援員等の配置など 児童の学ぶ意欲向上… 家庭学習充実の取組、甲賀市版学力調査（小4、5）など		・各校学ぶ力向上推進リーダー対象の研修会や研究協議会の実施 ・横浜先進校研修（代表6名）…報告書共有、研修報告会の実施 ・各学校の規模や実情に応じ、小1すこやか、特別支援対応、日本語指導支援員、スクールサポートスタッフ等の配置 ・専科指導のための教科指導講師の配置（7校） ・学力調査の結果とドリルを連携し、個別の学習課題に対応					
目標値		実績値						
○児童の学習に取り組む意欲の高まり ○基礎基本の確かな定着、思考・判断・表現力が育つ など 「課題解決に向け自分で考え自分から取り組む」80%以上 「自分の考えが伝わるように工夫して発表」70%以上 「家庭学習を1時間以上」90%以上 「自己肯定感」85%以上		「課題解決に向け自分で考え自分から取り組む」76.8% 「自分の考えが伝わるように工夫して発表」62.1% 「家庭学習を1時間以上」56.8% 「自己肯定感」85.0%						
担当課評価	評価欄	評価の理由						
	B	各行動計画に基づく具体的な方策により、「こうか授業術5箇条」を柱とした授業改善に継続的に取り組めたことで、「自己肯定感」において肯定的回答の割合が目標値に達した。「自己肯定感」が向上したことは、児童の意欲の高まりや主体的・協働的に学ぼうとする確かな基盤づくりとして、大きな成果があったと捉えている。なお、家庭学習活動の強化については、小中連携による家庭学習ノートの活用等により、さらなる継続した一貫性のある取組が必要である。						
事業の評価	教育委員会点検・評価（1次評価）			項目	判断	評価理由		
	必要性	適切	学校が対応する課題の複雑化・困難化、家庭・地域の環境の変化等を前にして、本事業による具体的方策が、各小学校の適正な学校経営や校務運営、各種教育活動に大きく寄与していると考え、特に、児童の学習保障（居場所づくり、学ぶ力の育成等）の大きな支えとなっていると捉えている。	事業規模	維持	学校が抱える課題を鑑みた際に、課題解決に向けて力を尽くしてはいるが、「登校しづらい児童の数」や「学力の定着」、「問題行動への適切な保護者対応」等、課題の複雑化・困難化が継続している実情を踏まえ、本事業について現状を維持し、さらなる取組の充実や効率化を図りながら、確かな成果へとつなげていきたい。		
	有効性	適切	先進地研修の学びを共有し、学校（教員等）が即時に授業改善の対応策を整えたり、各支援員等が児童の学びを的確に支えることが、学校（学習）の魅力を大いに高めていると考えている。また、市学力調査による実態の把握やA1ドリルとの連携は「個別最適な学び」の実現に極めて有効である。	手法改善	軽微な改善	これまでの取組の具体を、継続して粘り強く取り組むことが重要であると考えている。しかし、市教委から学校へ方針や取組の具体を伝達する際には、きめ細やかにその目的を共通理解する営みを大切にしたい。そして、それを受けた各学校は、主体的活用に係る重点課題を定めて各取組を推進することより、さらなる有効活用へとつなげる必要がある。その上においては、各学校の取組（活用等）への指導や進捗の確認、成果と課題の把握について、きめ細やかに取組を進めながら、本事業をさらなる推進の図りたい。		
	効率性	概ね適切	本事業については、設定した成果指標につき顕著に向上するまでには至っていない。主要事業について、諸問題の未然防止や落ち着いた学習環境づくり等に効率的に働いている実感はあるが、さらに、各学校が各事業の目的に対し、重点課題を定め、全教職員が共有する中で効率のよい活用を目指したい。	●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休止				
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切								

教育委員会点検・評価（2次評価）	
評価	評価理由
B	児童が「わかる」「できる」授業に向け、こうか授業術を取り入れた授業の周知・徹底や学力学習状況調査を分析し、学ぶ力向上推進リーダーを中心に各校における課題を共有できている。成果指標4項目の中の自己肯定感「よいところがあるか」の項目で目標値を超えており、こうか授業術を柱とした授業改善を継続的な取り組みによる見直しを持った授業ができていることや学習課題がある児童への支援に対し支援員を配置により、個々の丁寧な指導の成果がでており評価できる。市費による英語専科教員やALTの配置は、児童の興味関心、学ぶ意欲につながっており評価できる。 また、残りの成果指標3項目の中の2項目である「課題解決に向け自分で考え自分から取り組む」「自分の考えが伝わるように工夫して発表」に対しては、やや目標値に達していないものの、タブレットを効果的に活用し、主体的・対話的な学びにつながっている。ただ、「家庭学習を1時間以上」の項目は、大きく目標値を下回っており、家庭学習の定着、学力向上に向け、A1ドリルを取り入れた家庭学習の設定、家庭学習の手引きの見直しなど小中連携した取り組みが求められるところである。

教育行政評価委員会点検・評価（最終評価）	
評価	評価理由
B	市独自で児童生徒個々の課題に応じた多くの学習支援員を配置し、通常学級の学習支援や特別支援教育等の充実を図るとともに、継続的な授業改善、甲賀市版学力調査と連動したA1ドリルを効果的に活用して学力向上に取り組んでいる点や児童生徒の学びの意欲、やる気高揚のため、授業改善や各校における課題共有を行っている点について評価できる。 また、各種の取り組みにより、児童生徒の「自己肯定感」が目標値に近い値であったことや、市費で音楽や書写等の専科教員を配置している点も評価したい。 一方で、家庭学習の時間が少ない点については、以前から指摘されており、中学校における単元テストの導入や日常的に取り組む宿題の取り組み方法について検討する必要性を感じる。また、主体的に学習に取り組む態度や思考力、判断力につながる基礎学力の定着について家庭と学校でどのように連携すべきか模索されたい。 児童生徒の確かな学力向上のためには、教職員の資質向上が不可欠であるため、人材育成や研修の充実や、若手職員を対象とした伴走支援ができる体制づくりに努められたい。 本事業は、特に全国学力学習状況調査とも関係性が強いものと考えられるが、甲賀市版学力調査やA1ドリルの利活用が全国学力学習状況調査の平均正答率を向上させることが主たる目的としたものではなく、児童生徒の基礎学力の向上・定着を狙ったものであるという前提で活用されることが望まれる。

教育行政評価委員会点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について	
家庭学習の充実に向けては、授業と家庭学習を一体的に捉え、今日と明日の授業をつなぐ必然性のある学習課題を取り入れた家庭学習の推進やタブレット端末（A1ドリル等）の有効活用の方策等について、教育委員会と各校学力向上推進リーダーが中心となって協議し、家庭学習の魅力や質のさらなる向上を図っていききたい。また、中学校区毎に作成している家庭学習の保護者向け啓発資料にタブレット端末の有効活用に係る内容を追加するなど紙面の更新を図るとともに、家庭学習に取り組む環境づくりの大切さ（ゲームやスマホの適切な利用など）についての情報提供を行うなど、保護者との連携協力及び啓発にも力を注いでいききたい。 学力向上の取組については、甲賀市版学力調査の結果分析に基づく学力向上研修を実施し、各校で「我が校の学力向上策」の見直しを図り、今後の授業改善の重点目標を定める。また、基礎的な学力を支える日常の学習活動を設定する等、市内全小学校で具体的な実践に取り組む。このように、教育委員会が各校と連携協議し、全小学校での学力向上のための共通実践をマネジメントし、取組の強化を図っていく。 教職員研修の充実については、特に、若手とミドルリーダー教員とのクロス研修（学校を超えてペアリングを図り、若手教員の授業実践等にミドルリーダー教員が年間を通して継続的に関わり、ともに教員としての資質を向上させる取組）が成果を上げており、この研修のさらなる拡充を考えている。 各種学習支援員等の配置については、その有効活用の徹底を図るべく、今年度新たに「成果指標等の計画・成果シート」を用いた取組を行う。各校で活用に係る重点目標の具体を定め、全教職員で共通理解を図るとともに、シートを元にPDCAサイクルを回してさらなる有効活用につなげる中で、児童の確かな学力の向上につなげていきたい。	

令和6年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和5年度実施事業）

事業名		「確かな学力向上事業（中学校）」				
担当課室名		教育委員会事務局 学校教育課		執行方法		
総合計画	コード	名称		コード	名称	
	分野	18	学校教育・青少年	会計	01 一般会計	
	施策	1	学校教育の充実	款	10 教育費	
				項	02 中学校費	
				目	03 教育振興費	
大・中・小事業				01 中学校教育振興費		
教育振興基本計画	コード	名称		令和 年度	予算額	決算額
教育分野	B	学校教育・青少年の健全育成		総計	108,300	100,681
教育施策の柱（大区分）	(1)	(1)学校教育の充実		国庫支出金		
教育施策（中区分）	①	学ぶ力を高め、確かな学力の育成		県費支出金	2,288	2,101
				地方債		
				その他特定財源	6,196	5,200
				一般財源	99,816	93,380
法令等根拠						
個別計画等						
国プロ⇒重点（地方再生）確かな学力の向上事業 「こうか授業術5箇条」						
事業概要						
○主体的・協働的に学ぶ学習形態を取り入れた授業改善や家庭学習 ○自主学習等を通して、生徒の学びの意欲、やる気の高揚と基礎基本の定着、言語活動の充実による思考力、判断力、表現力の育成など、確かな学力の向上を図る。 ・授業改善こうか授業術「5箇条」の更なる推進のための研修の実施 ・各種支援員等配置 ・家庭学習活動の強化 ・学力向上に係る中学校教諭及び教科指導講師等の配置 ・甲賀市版学力調査の実施、A1ドリルの活用 など						
事業の目的等						
(1) 対象・・・誰に（何に）						
中学生 中学校教職員						
(2) 活動内容・・・どのようなことを行うのか						
行動計画			実績			
授業改善・教職員の資質向上… こうか授業術活用、学力向上推進委員会の開催など 学習課題をもつ生徒への支援…目的に応じた支援員等の配置など 生徒の学ぶ意欲向上… 家庭学習充実の取組、甲賀市版学力調査（中1、2）など			・各校学ぶ力向上推進リーダー対象の研修会や研究協議会の実施 ・各学校の規模や実情に応じ、特別支援対応、日本語指導支援員、スクールサポートスタッフ等の配置 ・中学校教諭（3校）及び教科指導講師（6校）の配置 ・学力調査の結果とドリルを連携し、個別の学習課題に対応			
(3) 期待できる効果・成果・・・成果目標・期待する成果						
目標値			実績値			
○生徒の学習に取り組む意欲の高まり ○基礎基本の確かな定着、思考・判断・表現力が育つ 「課題解決に向け自分で考え自分から取り組む」80%以上 「自分の考えが伝わるように工夫して発表」70%以上 「家庭学習を1時間以上」90%以上 「自己肯定感」85%以上			「課題解決に向け自分で考え自分から取り組む」75.6% 「自分の考えが伝わるように工夫して発表」54.4% 「家庭学習を1時間以上」53.8% 「自己肯定感」83.2%			
担当課評価		評価欄	評価の理由			
		B	各行動計画に基づき具体的な方策により、「こうか授業術5箇条」を柱とした授業改善に継続的に取り組めたことで、「自己肯定感」において目標値に近い値に達した。これまでの継続的な取組が成果につながったと捉えている。目標値に達しなかった「課題解決に向け自分で考え自分から取り組む」「自分の考えが伝わるように工夫して発表」については、生徒が目的意識をもって授業に臨むための工夫や、自分の考えを整理し表現する時間の確保が必要であると考えている。なお、家庭学習活動の強化については、小中連携による家庭学習ノートの活用等により、さらなる継続した一貫性のある取組が必要である。			
事業の評価	教育委員会点検・評価（1次評価）		項目	判断	評価理由	
	必要性	適切	事業規模	維持	学校が抱える課題を鑑みた際に、課題解決に向けて力を尽くしてはいるが、「登校しづらい生徒の数」や「学力の定着」、「問題行動への適切な保護者対応」等、課題の複雑化・困難化が継続している実情を踏まえ、本事業について現状を維持し、さらなる取組の充実や効率化を図りながら、確かな成果へとつなげていきたい。	
	有効性	適切	手法改善	軽微な改善	これまでの取組の具体を、継続して粘り強く取り組むことが重要であると考えている。しかし、市教委から学校へ方針や取組の具体を伝達する際には、きめ細やかにその目的を共通理解する営みを大切にしたい。そして、それを受けた各学校は、主体的に活用に係る重点課題を定めて各取組を推進することより、さらなる有効活用へとつなげる必要がある。その上においては、各学校の取組（活用等）への指導や進捗の確認、成果と課題の把握について、きめ細やかに取組を進めながら、本事業のさらなる推進を図りたい。	
	効率性	概ね適切	●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止			
	●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切					

教育委員会点検・評価（2次評価）	
評価	評価理由
B	生徒が「わかる」「できる」授業に向け、こうか授業術を取り入れた授業の周知・徹底や学力学習状況調査を分析し、学ぶ力向上推進リーダーを中心に各校における課題を共有できている。成果指標4項目の中の自己肯定感「よいところがあるか」の項目で目標値に近い値で、こうか授業術を柱とした授業改善を継続的な取組による見通しを持った授業ができていたり学習課題がある生徒への支援に対し支援員を配置により、個々の丁寧な指導の成果がでており評価できる。市費による教科指導教員の配置は、教員の教材研究時間の確保や諸課題への適切な対応につながっており評価できる。 また、残りの成果指標3項目の中の2項目である「課題解決に向け自分で考え自分から取り組む」「自分の考えが伝わるように工夫して発表」に対しては、やや目標値に達していないものの、タブレットを効果的に活用し、主体的・対話的な学びにつながっている。ただ、「家庭学習を1時間以上」の項目は、大きく目標値を下回っており、家庭学習の定着、学力向上に向け、A1ドリルを取り入れた家庭学習の設定、家庭学習の手引きの見直しなど小中連携した取組が求められるところである。

教育行政評価委員点検・評価（最終評価）	
評価	評価理由
B	市独自で児童生徒個々の課題に応じた多くの学習支援員を配置し、通常学級の学習支援や特別支援教育等の充実を図るとともに、継続的な授業改善、甲賀市版学力調査と連動したA1ドリルを効果的に活用して学力向上に取り組んでいる点や児童生徒の学びの意欲、やる気高揚のため、授業改善や各校における課題共有を行っている点について評価できる。 また、各種の取組により、児童生徒の「自己肯定感」が目標値に近い値であったことや、市費で音楽や書写等の専科教員を配置している点も評価したい。 一方で、家庭学習の時間が少ない点については、以前から指摘されており、中学校における単元テストの導入や日常的に取り組む宿題の取り組み方法について検討する必要性を感じる。また、主体的に学習に取り組む態度や思考力、判断力につながる基礎学力の定着について家庭と学校でどのように連携すべきか模索されたい。 児童生徒の確かな学力向上のためには、教職員の資質向上が不可欠であるため、人材育成や研修の充実や、若手職員を対象とした伴走支援ができる体制づくりに努められたい。 本事業は、特に全国学力学習状況調査とも関係性が強いものと考えられるが、甲賀市版学力調査やA1ドリルの利活用が全国学力学習状況調査の平均正答率を向上させることが主たる目的としたものではなく、児童生徒の基礎学力の向上・定着を狙ったものであるという前提で活用されることが望まれる。

教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取組（具体的方策）等について	
家庭学習の充実に向けては、授業と家庭学習を一体的に捉え、今日と明日の授業をつなぐ必然性のある学習課題を取り入れた家庭学習の推進やタブレット端末（A1ドリル等）の有効活用の方策等について、教育委員会と各校学力向上推進リーダーが中心となって協議し、家庭学習の魅力や質のさらなる向上を図ってきたい。また、中学校区毎に作成している家庭学習の保護者向け啓発資料にタブレット端末の有効活用に係る内容を追加するなど紙面の更新を図るとともに、家庭学習に取り組む環境づくりの大切さ（ゲームやスマホの適切な利用など）についての情報提供を行うなど、保護者との連携協力及び啓発にも力を注いでいきたい。 学力向上の取組については、甲賀市版学力調査の結果分析に基づく学力向上研修を実施し、各校で「我が校の学力向上策」の見直しを図り、今後の授業改善の重点目標を定める。また、基礎的な学力を支える日常の学習活動を設定する等、市内全中学校で具体的な実践に取り組む。このように、教育委員会が各校と連携協議し、全中学校での学力向上のための共通実践をマネジメントし、取組の強化を図っていく。 教職員研修の充実については、特に、若手とミドルリーダー教員とのクロス研修（学校を超えてペアリングを図り、若手教員の授業実践等にミドルリーダー教員が年間を通して継続的に関わり、ともに教員としての資質を向上させる取組）が成果を上げており、この研修のさらなる拡充を考えている。 各種学習支援員等の配置については、その有効活用の徹底を図るべく、今年度新たに「成果指標等の計画・成果シート」を用いた取組を行う。各校で活用に係る重点目標の具体を定め、全教職員で共通理解を図るとともに、シートを元にPDCAサイクルを回してさらなる有効活用につなげる中で、生徒の確かな学力の向上につなげていきたい。	

令和年6度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和5年度実施事業）

事業名		公民館事業の推進								
担当課室名		社会教育スポーツ課		執行方法		その他				
総合計画	コード	名称		予算科目	コード	名称				
	分野	7	生涯学習・文化・スポーツ		会計	01	一般会計			
	施策	①	生涯学習環境の充実		款	10	教育費			
					項	05	社会教育費			
					目	02	公民館費			
大事業				02	公民館管理運営経費					
中事業	02	公民館運営事業								
小事業										
教育振興基本計画	コード	名称		財源内訳	令和5年度	予算額	決算額			
	教育分野	C	生涯学習・文化・スポーツ		総計	60,624,000	58,715,310			
	教育施策の柱(大区分)	(1)	生涯学習環境の充実		国庫支出金					
	教育施策(中区分)	①	いつでも、どこでも、だれでも学びあえる生涯学習環境の充実		県費支出金	3,370,000	1,820,000			
					地方債					
その他特定財源	37,375,000	36,890,000								
一般財源	19,879,000	20,005,310								
法令等根拠	社会教育法 第3条、第5条、第20条～第42条 甲賀市公民館条例及び同施行規則									
個別計画等	第3期甲賀市教育振興基本計画									
事業概要	人づくりや地域づくりに欠かせない人権、環境、健康、福祉の学習を柱として、地域の要望や身近な地域課題を解決するための学習機会や世代を超えた学びあいの機会を提供する。また自主学習団体の育成支援を行うなど生涯学習社会づくりの推進を図る。									
事業の目的等	(1) 対象・・・誰に(何に)									
	市民対象									
	(2) 活動内容・・・どのようなことを行うのか									
	行動計画			実績						
	家庭教育の向上ならびに地域における持続的な生涯学習社会の実現をめざし、公民館事業を特定非営利活動法人に委託する。また、シルバー大学、天体観望会、こども天文クラブを公民館直営で実施する。			公民館事業を特定非営利活動法人に委託。シルバー大学、天体観望会、こども天文クラブを公民館直営で実施。						
(3) 期待できる効果・成果・・・成果目標・期待する成果										
目標値			実績値							
公民館事業(夢の学習)			公民館事業(夢の学習)							
教室数 150以上 回数 1500以上			教室数 329 回数 3182							
公民館事業(直営)			公民館事業(直営)							
シルバー大学 285人(7講座9回)			シルバー大学 283人							
天体観望会 240人(全12回)			天体観望会 191人							
こども天文クラブ 270人(全9回)			こども天文クラブ 304人							
担当課評価	評価欄	評価の理由								
	A	公民館事業を特定非営利活動法人に委託することで、年間3,182回の講座等を実施し、22,207人の参加がありました。地域における生涯学習の推進につながっています。高齢者の参加者や世代間の交流も進んでいます。事業の実施回数も増え、参加者も増え、さらに地域における生涯学習を推進したい。								
事業の評価	教育委員会点検・評価(1次評価)				事業の方向性	項目	判断	評価理由		
	必要性	適切	評価理由			事業規模	維持	今後も多くの世代がかかわり、多くの方が参加できるような事業を展開していく。		
			多くの市民に生涯学習の場を提供するためには、マンパワーが必要となるが、公民館事業を委託することで、多くのスタッフを確保することが出来、多くの学びの場を提供できている。							
			有効性	適切					子どもから高齢者までの多くの世代の居場所づくりとなっている。市民ボランティア等の生きがいや地域づくりの場となっている。	
									特定非営利活動法人に事業委託することにより、行政で実施するよりも多くの事業が実施できていて、より多くの学びの場を提供できている。	
効率性	適切			手法改善	維持	社会教育指導員等と連携を取りながら、生涯学習の場をより多く提供する。				
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切 ●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休止										

教育委員会点検・評価(2次評価)	
評価	評価理由
A	公民館事業を特定非営利法人に委託することにより、目標を上回る多くの講座等の開催や、参加者を得られ、生涯学習の一定の推進につながった。そのため令和5年度の実績が行動計画と目標値の両方を上回っているためA評価とした。 ただ、本来、行動計画は事業の目的達成を目指すものであるべきであるが、委託することが目的のような行動計画になっており、実績欄も委託したことのみ記載となっている。 今後は本来の目的である、地域の実態に応じた学習と活動、地域づくりの拠点としての公民館を目指すための行動計画をたて、委託はあくまで目的達成のための一つの手段とするような見直しの必要性を感じた。

教育行政評価委員点検・評価(最終評価)	
評価	評価理由
B	NPO法人に公民館事業を委託し、市民のニーズに応え、幅広く事業を展開し、様々な学習講座の開設により、目標を上回る多くの参加者を得ていることは高く評価できる。また、世代の異なる数多くのボランティアスタッフのマンパワーにより、事業が促進され、スタッフの生きがいになっている点も評価したい。 今後の開催にあたっては、交通不便地や高齢により気軽に移動が難しい方の中にも参加を希望される方はおられるため、公の公民館のみならず、地域の集会所等も会場とされることを検討されたい。 本事業については、令和5年度評価でも指摘した事項が改善されておらず、その他も含めて下記の課題を指摘する。課題の解決に向けて取り組みを一つでも前に進められたい。 ・自治振興会や総合型地域スポーツクラブ、地域学校協働活動等、他団体との連携の推進や現状の整理が必要であるほか、現場を担当されている方々が夢の学習スタッフという立場を越えて、地域の生涯学習全般を推進していく立場でも活動していただけるよう、働きかけていくことが期待される。 ・かねてより当委員会が指摘している受益者負担原則の観点からの参加料や原材料費、会費徴収の件について解決されておらず、他の生涯学習やスポーツ団体等の不公平感が増大している。 ・各地域に根差している自主団体の育成支援や地域の実態に応じた生涯学習を推進するうえで、このまま全ての事業を委託することは将来、持続可能な取り組みとしての課題が残る。 ・公民館直営の事業もあるが、市と受託者との間で社会教育事業として実施すべき事業の精査が行われたのか疑問であり、公民館事業への市の主体性が乏しいように感じられる。 ・マンパワーをボランティアに依存している事業は、人口減少等を要因として、受託者の弱体化はすでに始まっていると考えられるため、教育行政においても委託事業全般の精査時期を迎えているのではないかと考えられる。

教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み(具体的方策)等について	
公民館事業について、特定非営利活動法人に委託するにあたり、甲賀市としての社会教育の在り方を各公民館の社会教育指導員をまじえて、両者で、協議・確認することにより、教育行政評価委員のからの評価での課題とされていることについて、見直しをする。 また、こども放課後教室等、地域学校協働活動や自治振興会等他団体との連携についても今後、協議する。市直営での公民館での開催事業についても、かぶか生涯学習館だけでなく他館についても開催し、市内のどの地域でも教室に参加出来るように努める。	

令和6年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和5年度実施事業）

事業名		特色ある蔵書整備（小事業名：図書館サービス事業）					
担当課室名		教育委員会事務局 社会教育スポーツ課		執行方法 直営			
総合計画	コード	名称		予算科目	コード	名称	
	分野	7	生涯学習・文化・スポーツ		会計	01	一般会計
	施策	1	生涯学習環境の充実		款	10	教育費
					項	05	社会教育費
					目	03	図書館費
大事業				02	図書館管理運営経費		
中事業	02	図書館運営事業					
小事業	01	図書館サービス事業					
教育振興基本計画	コード	名称		財源内訳	令和5年度	予算額	決算額
	教育分野	C	生涯学習・文化・スポーツ		総計	67,800,000	67,018,984
	教育施策の柱（大区分）	(1)	生涯学習環境の充実		国庫支出金		
	教育施策（中区分）	②	子どものときから本に親しむことができる環境づくり		県費支出金		
法令等根拠	教育基本法（第3条、第12条第2項）、社会教育法（第3条）、図書館法（第3条第1項第1～8号）、文字・活字文化振興法（第6条、第7条第1～2項）、図書館の設置及び運営上の望ましい基準（第2-1-3）、甲賀市図書館条例						
個別計画等	甲賀市教育振興基本計画第3期、甲賀市図書館サービス計画第2次計画、甲賀市子ども読書活動推進計画第3次計画						
事業概要	<p>図書、記録、その他必要な資料を収集・整理・保存し、あらゆる情報の窓口となり、だれもが集える開かれた図書館として、サービスの充実を図る。「特色ある蔵書整備」にかかる予算である図書購入費は、一般財源15,000千円＋特定財源（基金繰入）10,000千円＋寄附300千円＝25,300千円。他主要予算は、会計年度任用職員給料等38,312千円、物流業務委託2,689千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料の選書、保存、提供、管理、除籍。予約・リクエストの対応・提供。 図書関連事業の実施 郷土資料室開設準備（甲南図書交流館） 図書館外部評価（令和2年度～4年度分）の実施 						
事業の目的等	(1) 対象・・・誰に（何に）						
	全ての甲賀市民及び甲賀市在勤・在学者 ※令和3年6月から広域連携により湖南市民も対象（ただし予約は不可）						
	行動計画		実績				
	<ul style="list-style-type: none"> 資料の選書、保存、提供、管理、除籍 予約・リクエストの対応、提供 第2次甲賀市図書館サービス計画改定 第3次甲賀市図書館サービス計画策定方針 図書関連事業の実施、郷土資料室開設準備 甲賀市図書館外部評価の実施 		<ul style="list-style-type: none"> 適切な資料受入、提供、除籍を実施した。 予約・リクエスト件数は目標値の122%を達成 第2次甲賀市図書館サービス計画改定実施（11月） 第3次甲賀市図書館サービス計画策定方針教育委員会上程（3月） 「思い出の本探します」の実施、郷土資料室開設のための方針決定・選書 図書館評価及び外部評価の実施（3月） 				
	(3) 期待できる効果・成果・・・成果目標・期待する成果						
	目標値		実績値				
<ul style="list-style-type: none"> 行政効果857,600千円（図書館サービス計画2023年目標貸出冊数×平成30年度購入図書平均単価－平成30年度図書館費）611千冊×1,600円＝120,000千円 甲賀市図書館外部評価前回水準を維持 		<ul style="list-style-type: none"> 行政効果807,479千円（R5活動報告書より） 目標値比94.2% 前年度比105.9% 甲賀市図書館外部評価 A評価1項目 B評価8項目 C評価1項目 前回評価 A評価1項目 B評価7項目 C評価2項目 					
担当課評価	評価欄	評価の理由					
	B	段階的な制限解除も完了し、ほぼコロナ禍以前のサービス体制となり、来館者数は前年比105.7%増加した。目標値である行政効果は、コロナ禍以前の目標値の94.2%にとどまったが、貸出冊数の増加にもない、前年度比では105.9%と増加している。5館共同事業である「思い出の本探します」では、テレビ・新聞等にも大きく報道され、図書館サービス周知の機会となり、市民にも好評を得た。図書館の外部評価では、コロナ禍の影響も鑑み一定の評価をいただいた。課題点は第3次図書館サービス計画策定においてしっかり検討していく。					
事業の評価	教育委員会点検・評価（1次評価）		事業の方向性	項目	判断	評価理由	
	必要性	適切		事業規模	維持	歴史文化豊かな甲賀市を市民が知り、学んでいくために、今後も各図書館の立地を生かした蔵書整備を進めていく必要がある。また、図書館は人が集まる場所としての注目度が高いことから、その他のサービス拡充も視野に入れた取り組みを進めていく。	
	有効性	適切		手法改善	軽微な改善	コロナ禍以降、人口の減少も含め、貸出冊数の低下が全国的に図書館の課題ともなっている。貸出数だけを指標に置くのではなく、いかに市民にとって必要な資料を保存し、皆が集う場所として機能させていくのかを重点に運営するよう努める必要がある。令和6年度については、甲南に郷土資料室を設け、更なる各図書館の特色強化を図っていく。	
	効率性	概ね適切		5館で収集調整をすることにより、予算範囲内で、最大限のタイトル数の所蔵と迅速な資料提供を実施できている。また、県内公共図書館の相互貸借協力も活用し、市で所蔵すべき資料かを見極めたうえで、購入・貸借の判断を行っている。			
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切 ●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止							

教育委員会点検・評価（2次評価）	
評価	評価理由
B	5館共同事業である「思い出の本探します」はテレビや新聞で取り上げられ図書館サービス周知のいい機会となった。また令和6年度に予定している郷土資料室開設に向けた準備を進めるなど行動計画は概ね達成できたが、目標値である行政効果は目標を下回ったためB評価とした。 人口や貸出数の減少が全国的に課題となっている中、城、街道、茶、薬、忍者、陶芸など5館の地域性を強化することや、図書に留まらず多様な社会教育の拠点となることを視野に入れたさらなる取組み推進が必要。

教育行政評価委員会点検・評価（最終評価）	
評価	評価理由
B	市内5館が連携して、「思い出の本探します」など工夫した取り組みを行い、図書館事業の活性化を図り、メディアに取り上げられたことにより図書館サービスの周知が図られた点や、予約・リクエスト件数が目標値を大きく上回った点、また、学校と連携し、移動図書館の実施や学校の授業をサポートする学習支援パックの貸し出し等の取り組みにより、図書館サービスの充実が図れている点は高く評価したい。 今後の図書館運営にあたっては、各5館がそれぞれの地域の特性を生かして広報活動等を展開するとともに、蔵書の貸し出しのみならず、地域住民が集う社会教育拠点の一つとして機能することを期待する。 また、図書館と学校図書館の協働を一層進めていただき、若者世代の本離れへの対応を進められるとともに、地域の多世代の方が集う場として、建物や設備の老朽化対策を進められたい。

教育行政評価委員会点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について	
<p>今後も利用者からの予約・リクエストに真摯に対応していくとともに、5館で協議し適切に選書・収集することにより、一層豊かで特色のある蔵書整備を図っていく。</p> <p>学校との連携については、移動図書館巡回や学習支援パック等を見直し、子どものときから本に親しむことができる環境づくりの強化に努める。</p> <p>図書館運営については、甲南図書交流館に設置した「郷土資料室 忍」をPRし活用を図るとともに、5館それぞれの特性を生かした事業を展開し、図書館の目標である「だれもが集い、であい、学ぶことができるみんなの図書館」を目指す。</p> <p>また、地域の様々な世代の方が安心安全に集える場として、建物や設備の老朽化対策を引き続き進める。</p>	

令和年6度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和5年度実施事業）

事業名	地域文化財活用事業								
担当課室名	歴史文化財課			執行方法					
総合計画	コード	名称			コード	名称			
	分野	6	歴史・文化財・景観			会計	01	一般会計	
	施策	2	文化財等の活用	予算科目	款	10	教育費		
					項	05	社会教育費		
					目	04	文化財保護費		
					大事業	02	文化財保護推進事業		
中事業					07	地域文化財活用事業			
小事業	01	地域文化財活用事業							
教育振興基本計画	コード	名称			令和5年度	予算額	決算額		
	教育分野	D	歴史・文化財			総計	43,606,000円	37,779,350円	
	教育施策の柱(大区分)	(2)	文化財等の活用			国庫支出金		14,914,000円	
	教育施策(中区分)	①	市民との協働による文化財を活用したまちの魅力発信			県費支出金			
地方債					地方債				
その他特定財源					その他特定財源		534,000円		
一般財源					一般財源		22,331,350円		
法令等根拠	文化財保護法、甲賀市文化財保護条例								
個別計画等	甲賀市文化財保存活用地域計画、甲賀市文化財保護基本方針								
事業概要	古文書等資料調査、遺跡図化・測量業務（黒川家墓地） 市内文化財の情報発信（中世城館看板等、甲賀市史・文化財ガイド増刷） 瀧樹神社ケンケト踊り開催にかかる臨時駐車場設置、交通整理等 土山宿本陣跡（土山家住宅）離れ改修工事事業補助								
事業の目的等	(1) 対象・・・誰に（何に）								
	市内所在の文化財								
	(2) 活動内容・・・どのようなことを行うのか								
	行動計画			実績					
	甲賀市文化財保存活用地域計画に基づき、文化財の保存・継承、整備・活用、連携に関わる取組を実施していく。			甲賀市文化財保存活用地域計画に基づき、文化財の保存・継承、整備・活用、連携に関わる各取組を実施することができた。					
	(3) 期待できる効果・成果・・・成果目標・期待する成果								
目標値			実績値						
文化財の保存・活用の取組を計画的・継続的に実施し、また、多様な関係者が参画することで、地域が一体となった文化財の次世代への継承を目指すことができる。			地域事業と連携を図ることにより、修理公開等効果的な活用を行うことができた。 土山本陣修理公開見学者数 150人+464人（宿場まつり+まちなかひなまつり）						
担当課評価	評価欄	評価の理由							
	B	土山本陣離れについて、公開活用に向けた修理補助を行った。修理中には地域と連携し、「宿場まつり」での修理現場公開や「まちなかひなまつり」での完成現場公開を行い、地域内外に広く知っていただく機会とし、修理公開見学者数の目標値を達成した。 在庫数がなく販売停止していた「甲賀市史7巻」（補遺付き）、「甲賀を繙く」（追加補正）を増刷し、販売促進に努め、市内文化財の情報発信ができた。 ケンケト踊り当日の臨時駐車場設置、臨時バス運行等を行い、地元運営の支援をすることができた。 黒川家墓所の三次元測量調査の実施および中世城館の看板整備を行い活用の促進を図ることができた。							
事業の評価	教育委員会点検・評価（1次評価）						項目	判断	評価理由
	必要性	適切	市域に所在する文化財の調査や磨き上げを行うことにより、文化財のあらたな情報を把握するとともに、地域やテーマなど関連性をもたせた公開等活用を図ることができる。			事業規模	維持	市内文化財について、調査や磨き上げを行うことで、文化財の情報発信、まちづくりや観光資源としての活用を実施していくため、事業規模を現状維持・継続していきたい。	
	有効性	適切	文化財が、まちづくりや観光資源としての活用の推進がなされるとともに、地域ぐるみの保護活動への参加意識の向上につなげられる。			手法改善	維持	引き続き、市内文化財の調査や磨き上げを進め、文化財所有者や地域、関係団体、市関係部局など、さまざまな人々が参画・連携し、文化財の公開や調査報告会等さらなる文化財の活用を図っていく。	
	効率性	概ね適切	まちづくりや観光資源としての活用として、地域や関係団体との協議・連携を図ることで、市単独での活用より幅広く取り組むことができた。			●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止			
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切									

教育委員会点検・評価（2次評価）	
評価	評価理由
B	土山本陣離れの修理の補助を行った。修理中は地域と連携し現場を公開し、目標を大きく上回る見学者数となった。また、ケンケト踊りの臨時駐車場を設置するなどPRや地域の支援を行い、文化財の保存や活用に一定の成果をあげた。

教育行政評価委員会点検・評価（最終評価）	
評価	評価理由
A	土山宿本陣跡離れの改修工事で土山宿を中心としたイベントとリンクして、地域との連携により整備状況の公開を行う等により、見学者の目標を上回ったことや、「市史7巻」・「甲賀を繙く」の増刊、瀧樹神社のケンケト踊りの運営支援等多岐にわたり文化財の情報発信や保存、次世代への継承にかかわる取り組みを進めている点について高く評価できる。 今後は、地域の文化財保存や祭りなどの伝統文化の継承、市の文化の良さを発信し、小中高生や若者が参画して進める取り組みや、教育委員会、観光企画推進課、観光協会等と連携し、広報を行い、市内の文化財に触れる機会を増やす取り組みに期待する。 また、文化財が市の観光資源として活用されるためには、さらにメディア等を活用して、計画的・継続的にPRする必要があるため、さらなる取り組みに期待したい。

教育行政評価委員会点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について	
地域との文化財保存や活用の取り組みとしては、土山地域で保存修理を終えた土山宿本陣跡など土山宿の歴史や文化を活かしたにぎわいづくりについて、地元の団体や市の観光企画推進課・住宅建築課と引き続き連携して進めていく。また、新たな地域資源の発掘や、イベントなどで多くの世代が文化財に触れる機会を作るとともに、学校とも連携し、地域の歴史や文化に関する授業や体験を通じて、子どもたちが地域の伝統行事に親しむ環境を作り、その担い手となるような取り組みを推進していく。 文化財に関する情報発信については、文化財紹介パンフレットの作成や案内板などの整備を継続的に行うとともに、メディア等を活用し、市内の魅力ある文化財の情報発信に努める。	

■ 甲賀市教育行政評価制度の概要

1. 甲賀市教育行政評価委員会の構成

甲賀市附属機関設置条例に基づき下記のとおり委嘱しました。人数：5人

委員名簿

(資料「甲賀市附属機関設置条例」参照)

役職	氏名	委員の構成	任期
委員長	北川 昌美	教育関係者	令和2年6月1日～令和4年5月31日 令和4年6月1日～令和6年5月31日 令和6年6月1日～令和8年5月31日
副委員長	黒川 昌明	教育関係者	令和6年6月1日～令和8年5月31日
委員	西出 八津子	その他教育委員会 が適当と認める者	令和4年6月1日～令和6年5月31日 令和6年6月1日～令和8年5月31日
委員	奥嶋 たみ子	その他教育委員会 が適当と認める者	令和6年6月1日～令和8年5月31日
委員	神山 裕史	その他教育委員会 が適当と認める者	令和6年6月1日～令和8年5月31日

2. 甲賀市教育行政評価委員会の活動経過

甲賀市教育行政評価委員会は、点検・評価対象事業を選定し、教育委員会事務局が行った事務事業に対して事業担当課からヒアリングを実施しました。

ヒアリングにおける説明や質疑により委員ごとに各事業を評価し、教育行政評価委員会として評価を決定し答申書を作成されました。

委員会の活動経過は、下記のとおりです。

日時	内容
令和6年6月20日(木)	第1回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 令和6年度教育行政評価の進め方等について ・ 会議の公表について ・ 点検及び評価の対象事業の選定について
令和6年7月11日(木)	第2回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 評価対象事業選定にかかる所管課説明 ・ 評価対象事業の選定
令和6年8月6日(火)	第3回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 最終評価にかかるヒアリング実施 (学校教育課)
令和6年8月20日(火)	第4回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 最終評価にかかるヒアリング実施 (社会教育スポーツ課、歴史文化財課)

令和6年9月27日（金）	第5回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 最終評価について ・ 答申書案の確認について
令和6年10月29日（火）	・ 甲賀市教育行政評価答申書提出

3. 点検・評価の対象となる事業

(1) 対象事業

点検・評価の対象は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条で「教育委員会の職務権限」と規定されている事業で、「甲賀市教育振興基本計画」により実施されている主要施策等を中心に評価を行いました。

(2) 対象事業の選定方法

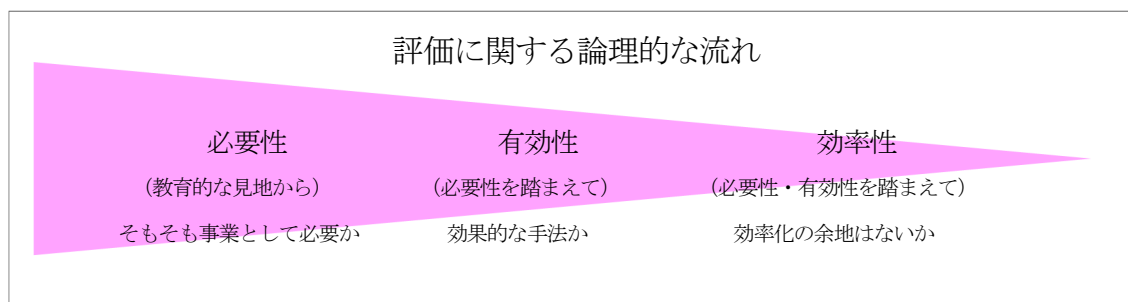
点検・評価対象事業の選定作業は次の方法で選定しました。

- I 各委員が評価すべき事務事業を抽出。
- II 抽出された事務事業を必要に応じて、事業担当課の概要説明を求めながら委員の合議制により6事業を最終決定。

4. 点検・評価の視点

評価項目は、「目的の必要性」、「成果の有効性」、「手法の効率性」とし、評価については、事業の効率性だけではなく、大局（教育的見地から必要か）から局部（施策を実施するためのコストは適正か）へ分析的評価を行いました。

また、分析的評価を踏まえて今後の事業の方向性（事業の規模、手法の改善）を判断しました。



5. 評価基準

施策の目標に対して、「必要性」、「有効性」及び「効率性」等を総合的に判断し、下記に示す5区分から達成度を評価しました。

評価		評価基準
S	予想以上に効果的で優れた取り組みを行っている	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予想以上に効果的で他の事業にも影響を与える等優れた取り組みを行った ○ 活動及び施策の目的達成に向けて予想以上の成果を上げた ○ 課題や問題点が全くなかった
A	順調に達成している	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効果的で優れた取り組みを行った ○ 活動及び施策の目的達成に向けて大きな成果を上げた ○ 課題や問題点はほとんどなかった
B	概ね順調に達成している	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効果的な取り組みを行った ○ 活動及び施策の目的達成に向けて一定の成果を上げた ○ 課題や問題点が多少残った
C	達成見込みであるが一部課題がある	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取り組みを行った ○ 活動及び施策の目的達成に向けて多少の成果を上げた ○ 課題や問題点が多く残った
D	達成に向け困難な課題がある	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取り組みを行わなかった ○ 活動及び施策の目的達成に向けて成果が上がらなかった ○ 大きな課題や問題点が多く残った

■ おわりに

甲賀市教育委員会では、本市のめざす教育の姿を明確にするため、総合的な施策の根本を「甲賀市教育大綱」で定め、具現化した「第3期甲賀市教育振興基本計画」に基づき、教育施策を推進しています。

効果的な教育行政の推進を図ることを目的に、事業効果を高めるPDCAサイクルを確立する有効な手段として、甲賀市教育行政評価委員会の知見を活用した点検及び評価を実施、改善や工夫に取り組んでいます。点検・評価結果を最大限に生かして市民の皆様に、よりご満足いただける教育行政サービスの提供と説明責任を果たせるよう努めてまいります。

○甲賀市附属機関設置条例

平成25年12月18日

条例第35号

改正 平成27年6月15日条例第17号

平成28年3月9日条例第3号

平成28年6月22日条例第18号

平成29年3月30日条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に基づき、市の設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を設置し、その担任する事務並びに委員の構成、委員数及び委員の任期は、同表に定めるとおりとする。

2 委員は、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、執行機関が規則で定めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(甲賀市総合計画策定審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 甲賀市総合計画策定審議会条例（平成17年甲賀市条例第1号）

(2) 甲賀市特別職報酬等審議会条例（平成17年甲賀市条例第2号）

(3) 甲賀市公有財産審議会条例（平成20年甲賀市条例第43号）

(4) 甲賀市公共下水道事業審議会条例（平成17年甲賀市条例第24号）

(5) 甲賀市文化のまちづくり審議会条例（平成17年甲賀市条例第27号）

(6) 甲賀市史編さん委員会条例（平成17年甲賀市条例第18号）

（経過措置）

3 前項の規定による廃止前のそれぞれの条例による附属機関及びその委員は、この条例の規定による相当の附属機関及びその委員となり、同一性をもって存続するものとする。この条例の施行の際執行機関が定めているところにより置かれている委員会その他の合議制の機関及びその委員についても、同様とする。

4 付則第2項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関に係る諮問、答申その他の行為は、この条例の規定による相当の附属機関に係る諮問、答申その他の行為とみなす。前項後段に規定する委員会その他合議制の機関に係る諮問、答申その他の行為についても同様とする。

付 則（平成27年条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行後、最初に委嘱される甲賀市地域福祉計画審議会の委員の任期は、別表の1の表の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

付 則（平成28年条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の甲賀市附属機関設置条例に定める甲賀市公共下水道事業審議会及びその委員は、甲賀市下水道審議会及びその委員となり、同一性を持って存続するものとする。

付 則（平成28年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成29年条例第5号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員 数	委員の任 期
甲賀市総合 計画審議会	総合計画の策定及びその推 進に関する事項について調 査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有す る者 (3) その他市長が適 当と認める者	20 人以 内	2年
甲賀市公共 交通活性化 まちづくり 推進協議会	持続可能なまちづくりの概 念を基本とした公共交通体 系及び基本構想策定につい て調査及び研究し、審議する こと。	(1) 市長が指名する 職員 (2) その他市長が適 当と認める者	25 人以 内	1年
甲賀市国際 化推進委員 会	国際化推進計画の策定につ いて調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 各種団体等の代 表者 (3) その他市長が適 当と認める者	10 人以 内	1年
甲賀市特別 職報酬等審 議会	議会の議員の議員報酬の額 及び特別職の職員で非常勤 のもの報酬の額並びに市 長、副市長及び教育長の給料 の額について審議すること。	(1) 市内の公共的団 体等の代表者 (2) その他市長が適 当と認める者	10 人以 内	委嘱の日 から審議 が終了す る日まで
甲賀市指定 管理者選定 委員会	公の施設の指定管理者の選 定に関する事項について審 査すること。	(1) 学識経験を有す る者 (2) 公の施設の利用 者 (3) その他市長が適 当と認める者	5人 以内	2年
甲賀市行政	行政改革に関する事項につ	(1) 学識経験を有す	10	2年

改革推進委員会	いて調査し、審議すること。	る者 (2) その他市長が適 当と認める者	人以 内	
甲賀市公有財産審議会	公有財産の取得、管理及び処分について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) 市長が指名する職員 (3) その他市長が適 当と認める者	7人 以内	2年
甲賀市入札監視委員会	市が発注する公共工事等に関する入札及び契約の適正化を図るために必要な事項について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) その他市長が適 当と認める者	5人 以内	2年
甲賀市地域福祉計画審議会	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画の策定及びその推進について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) 地域福祉関係団体の代表者 (4) 社会福祉事業関係団体の職員 (5) その他市長が適 当と認める者	15 人以 内	2年
甲賀市商工業振興計画審議会	商工業振興計画の策定及びその推進について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) 商工業関係団体の代表者及び構成員 (4) その他市長が適	18 人以 内	2年

		当と認める者		
甲賀市男女 共同参画審 議会	男女共同参画社会の形成に 関する基本的かつ総合的な 事項について調査し、審議す ること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有す る者 (3) その他市長が適 当と認める者	15 人以 内	2年
甲賀市観光 振興計画審 議会	観光振興計画の策定及びそ の推進について調査し、審議 すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有す る者 (3) 観光等産業関係 団体の代表者及び構成 員 (4) その他市長が適 当と認める者	12 人以 内	2年
甲賀市下水 道審議会	下水道事業の経営、将来計画 及び健全な運営並びに汚水 処理に関する事項について 調査し、審議すること。	(1) 受益者の代表者 (2) その他市長が適 当と認める者	20 人以 内	2年
甲賀市立信 楽中央病院 経営評価委 員会	病院改革プランの改定並び に実施状況を点検及び評価 し、審議すること。	(1) 医療関係者 (2) 学識経験を有す る者 (3) 関係行政機関の 職員 (4) 福祉関係者 (5) その他市長が適 当と認める者	6人 以内	3年
甲賀市水口 医療介護セ ンター経営	経営計画の改定並びに実施 状況を点検及び評価し、審議 すること。	(1) 医療関係者 (2) 介護関係者 (3) 学識経験を有す	8人 以内	3年

評価委員会	る者 (4) 関係行政機関の職員 (5) 福祉関係者 (6) その他市長が適当と認める者		
-------	---	--	--

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員数	委員の任期
甲賀市教育行政評価委員会	教育委員会の権限に属する事務の管理並びに執行状況の点検及び評価結果について調査し、審議すること。	(1) 教育関係者 (2) その他教育委員会が適当と認める者	5人以内	2年
甲賀市教育支援委員会	特別な支援を必要とする乳幼児、児童及び生徒の適切な就学支援その他の教育支援に関し、必要な事項について調査、審議及び助言すること。	(1) 医師 (2) 学識経験を有する者 (3) 関係教育機関の職員 (4) 関係行政機関の職員 (5) 教育委員会が指名する職員 (6) その他教育委員会が適当と認める者	35人以内	1年
甲賀市青少年自然体験活動推進委員会	青少年を対象とした安全で効果的な自然体験活動の普及推進について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) 青少年関係団体の代表者 (3) 関係行政機関の	10人以内	2年

		職員 (4) 教育委員会が指名する職員 (5) その他教育委員会が適当と認める者		
甲賀市文化のまちづくり審議会	文化芸術の振興及び施設について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) その他教育委員会が適当と認める者	15人以内	2年

3 選挙管理委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員数	委員の任期
甲賀市投票区域編成審議会	投票区域の編成に関する事項について調査し、審議すること。	(1) 市民を代表する者 (2) 選挙管理委員会が指名する職員 (3) その他選挙管理委員会が適当と認める者	15人以内	委嘱の日から審議が終了する日まで